

第 3 章 生活排水編

第1節 生活排水処理の現況と課題

1 生活排水処理システムの概要

生活排水は、生し尿と、それ以外の生活雑排水（洗面手洗、台所、風呂、洗濯等からの排水）に大きく分けられます。

平成30年度の本市における生活排水の処理は、公共下水道、コミュニティプラント（市）、民間が管理する地域污水处理施設（民間）、個別の合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で行われており、水洗化・生活雑排水処理、水洗化・生活雑排水未処理、未水洗化の3種類に分類されます。

生し尿及び浄化槽汚泥については、平成30年度以降、川根地区を含む島田市全域の生し尿及び浄化槽汚泥を島田市クリーンセンターで処理を行っています。

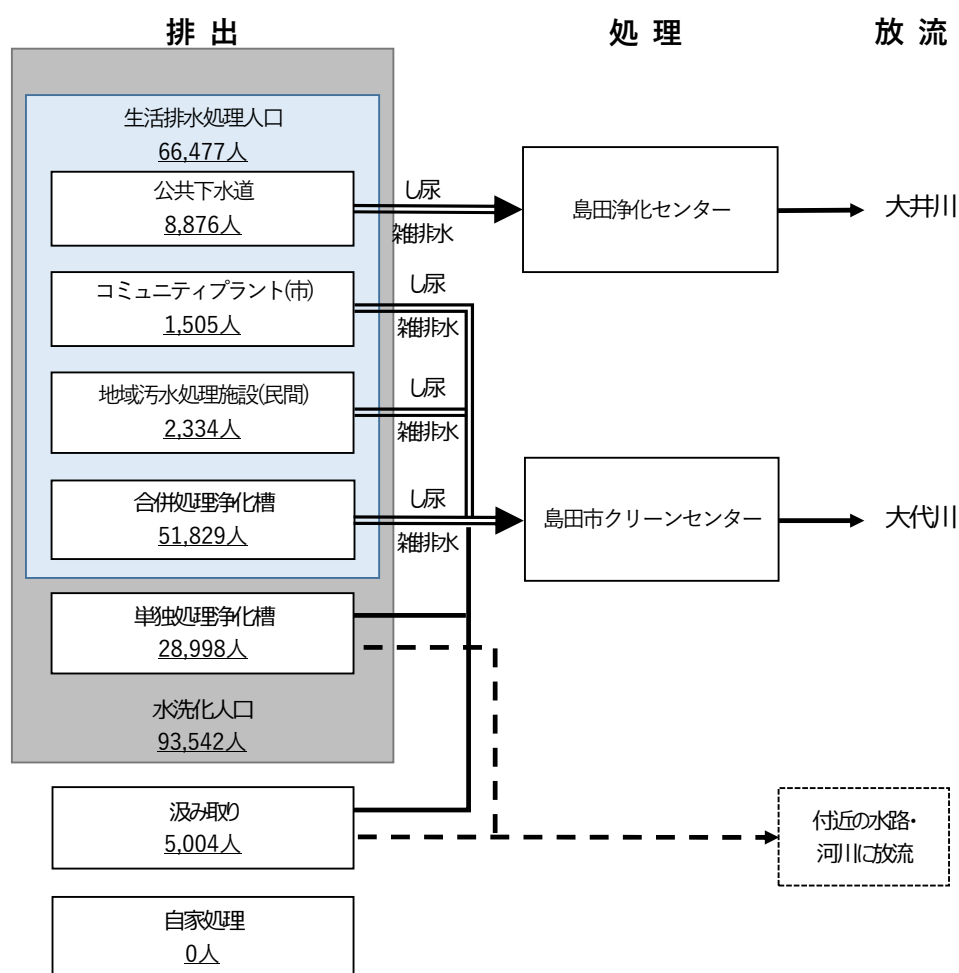


図 3-1-1 生活排水処理の概要（平成30年度）

※コミュニティプラント（市）：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき県や市により住宅団地等に設置・管理する地域污水处理施設で、島田市では「島田市住宅団地污水处理場条例」に基づき市が管理している。

※地域污水处理施設（民間）：コミュニティプラント（市）以外の民間（公企業を含む）が住宅団地等に設置・管理する地域污水处理施設。



し尿処理施設 島田市クリーンセンター

2 生活排水処理の状況

(1) 生活排水処理人口の推移

公共下水道は平成7年度から供用が開始され、下水道処理区域の拡大により公共下水道人口は増加しました。しかし、近年の人口減少に伴って下水道処理区域内人口も減少しており、公共下水道人口はほぼ横ばいで推移しています。一方、下水道処理区域外において普及を進めている合併処理浄化槽人口については、年々増加を続けています。

また、浄化槽法の改正（平成12年6月）により、平成13年度以降は新規設置が認められていない単独処理浄化槽人口や、非水洗化計画収集人口は、下水道への接続や合併処理浄化槽への付け替えが進んだことにより、減少しています。

これにより、全人口に占める生し尿と共に生活雑排水を処理する人口の割合を示す生活雑排水処理率は、年々増加を続け、平成26年度の52.2%から、平成30年度は65.5%になっています。

表 3-1-1 生活排水処理人口の推移（年度末人口、外国人含む）

項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30
水洗化人口	人	92,251	91,819	92,683	93,724	93,542
公共下水道	人	8,638	8,774	8,847	8,864	8,876
公共下水道処理区域内人口	人	10,564	10,650	10,652	10,745	10,809
接続率	%	81.8	82.4	83.1	82.5	82.1
コミュニティプラント（市）	人	1,609	1,586	1,600	1,534	1,505
地域污水处理施設（民間）	人	2,337	2,302	2,318	2,304	2,334
浄化槽（個別処理）	人	79,667	79,157	79,918	81,022	80,827
合併処理浄化槽	人	39,935	40,578	45,246	50,572	51,829
単独処理浄化槽	人	39,732	38,579	34,672	30,450	28,998
非水洗化人口	人	8,395	8,308	7,078	5,185	5,004
計画收拾（汲み取り）	人	8,395	8,308	7,078	5,185	5,004
自家処理	人	0	0	0	0	0
生活雑排水処理人口	人	52,519	53,240	58,011	63,274	64,544
生活雑排水処理率	%	52.2%	53.2%	58.1%	64.0%	65.5%

※生活雑排水処理人口（人）＝公共下水道人口＋コミュニティプラント（市）人口＋地域污水处理施設（民間）人口＋合併処理浄化槽人口
 生活雑排水処理率（%）＝生活雑排水処理人口（人）／行政区内人口（人）×10

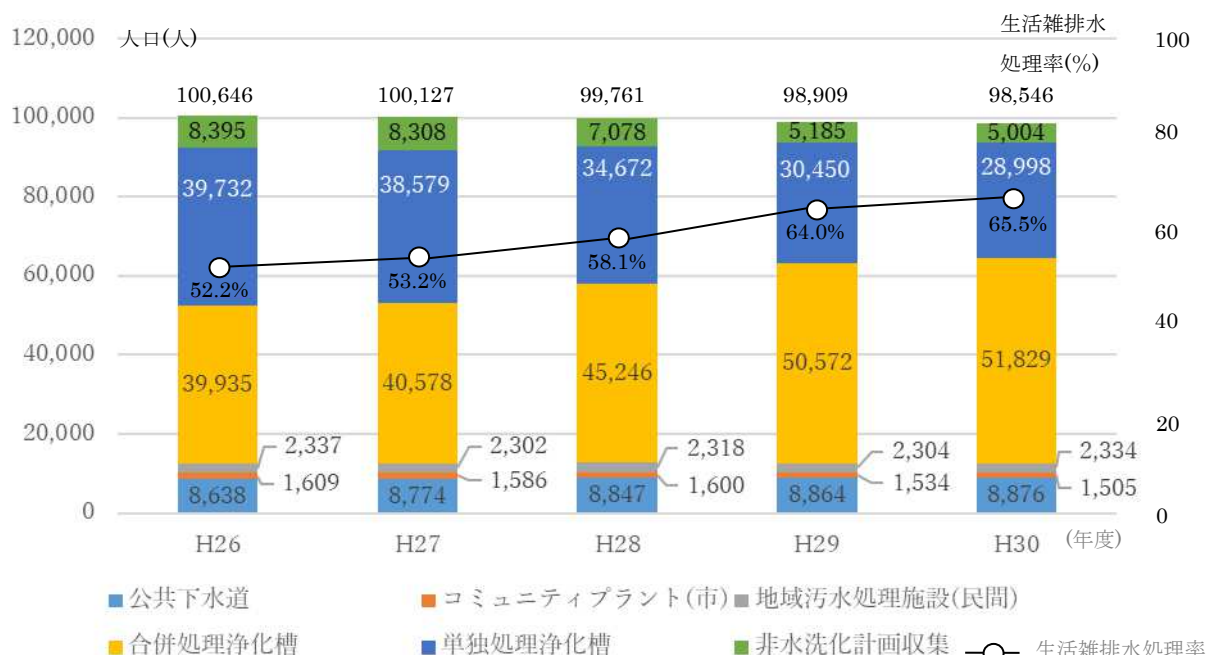


図 3-1-2 生活排水処理人口の推移

(2) 生し尿及び浄化槽汚泥の収集（処理）状況

生し尿の収集（処理）量は、下水道の普及や合併処理浄化槽への移行など、非水洗化人口の減少とともに減少傾向にあります。一方、浄化槽汚泥は増加してきており、今後も下水道処理区域外における合併処理浄化槽の普及とともに増加していくと考えられます。

また、単独処理浄化槽は生し尿のみを処理するのに対し、合併処理浄化槽は生し尿と生活雑排水を合わせて処理することにより、合併処理浄化槽の普及とともに、浄化槽汚泥の収集量及び原単位は増加すると考えられます。

川根地区の生し尿及び浄化槽汚泥については、合併に伴い旧川根町から島田市が引き継いだため、川根地区広域施設組合（島田市、川根本町）の管理するし尿処理施設（クリーンピュア川根）で処理を行っていましたが、川根地区広域施設組合の解散に伴い、平成30年度以降は、川根地区も含み島田市全域の生し尿及び浄化槽汚泥は島田市クリーンセンターで処理を行っています。

表 3-1-2 生し尿及び浄化槽汚泥の収集（処理）量の推移（島田市全域）

項目		単位	H26	H27	H28	H29	H30
生し尿	収集量	kℓ/年	3,460	3,352	2,998	2,864	2,940
	収集人口	人	8,395	8,308	7,078	5,185	5,004
	原単位	ℓ/人・日	1.13	1.10	1.16	1.51	1.61
浄化槽汚泥	収集量	kℓ/年	46,466	47,611	48,615	49,736	50,637
	収集人口	人	83,613	83,045	83,909	84,860	84,666
	原単位	ℓ/人・日	1.52	1.57	1.59	1.61	1.64
収集量合計		kℓ/年	49,926	50,963	51,613	52,600	53,577
1日当たり収集量		kℓ/日	136.78	139.24	141.41	144.11	146.79

※浄化槽汚泥収集量は、コミュニティプラント（市）及び地域污水处理施設（民間）からの汚泥も含まれます。

※浄化槽汚泥収集人口は、コミュニティプラント（市）人口及び地域污水处理施設（民間）人口及び浄化槽（単独処理）人口（合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口）の合計です。

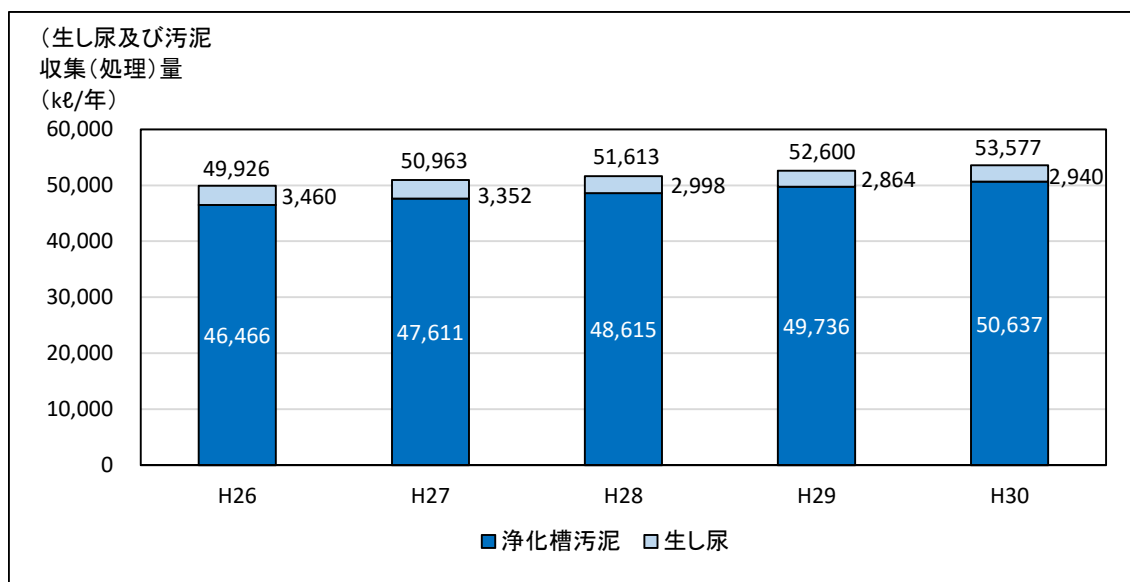


図 3-1-3 生し尿及び浄化槽汚泥の収集（処理）量の推移（島田市全域）

(3) 生活排水処理施設の整備状況

本市における生活排水処理施設及び生し尿・浄化槽汚泥の処理を行っている島田市の施設の状況は次のようになっています。

公共下水道は昭和63年に事業着手を行い、平成7年度に供用が開始されています。

コミュニティプラント（市）に関しては、島田市住宅団地汚水処理場条例により、3施設を島田市が管理しています。

また、上記以外にも民間が管理する地域汚水処理施設（民間）が、ばらの丘ニュータウンなどにあります。

表 3-1-3 生活排水処理施設の概要

し尿処理施設	施設名称	島田市クリーンセンター		
	所在地	静岡県島田市金谷東二丁目 3483 番地の 269		
	処理能力	110 kℓ/日（生し尿 60 kℓ/日、浄化槽汚泥 50 kℓ/日） （汚泥処理センター整備事業により、令和2年度より 152kℓ/日）		
	処理方式	酸素ばっ気低希釈二段活性汚泥法（標準脱窒素処理方式）		
	希釈倍率	7.73 倍 → 令和2年度より 3.82 倍		
	処理水質	p H : 5.8~8.6	T-N : 10mg/L 以下	
	着工	昭和62年10月		
竣工	平成2年2月			

コミュニティプラント(市)	施設名称	島田市伊太住宅団地 第一汚水処理場	島田市伊太住宅団地 第二汚水処理場	島田市月坂住宅団地 汚水処理場
	処理能力	195m ³ /日	65m ³ /日	910m ³ /日
	処理方式	接触ばっ気方式	長時間ばっ気方式	長時間ばっ気方式
	処理水質	p H : 5.8~8.6 S S : 90mg/L 以下 BOD : 最大 40mg/L 以下 大腸菌群数 : 最大 3,000 個/mg 以下		
供用開始	昭和47年	昭和53年	昭和52年	

公共下水道	施設名称	島田浄化センター		
	所在地	静岡県島田市南一丁目地先		
	処理水量	54,600m ³ /日（全体計画）	9,200m ³ /日（事業認可）	6,900m ³ /日（処理能力）
	排除方式	分流式		
	処理方式	標準活性汚泥法		
	処理水質	BOD : 20mg/L 以下	S S : 30mg/L 以下	
供用開始	平成7年			

【クリーンピュア川根】

川根地区広域施設組合（島田市、川根本町）は平成30年3月に解散しました。川根本町久野脇に平成13年5月着工、平成15年3月竣工され、組合で管理していたし尿処理施設（クリーンピュア川根（処理方式：膜分離高負荷脱窒素処理方式））では、島田市川根地区（旧川根町）及び川根本町の生し尿・浄化槽汚泥の処理を行っていました。

平成30年度からは、川根地区の分は島田市クリーンセンターに搬入し処理を行っています。

表 3-1-4 処理施設の設置主体の現況

処理施設の種類		対象となる生活排水の種類	設置主体	備 考
浄化槽	合併処理浄化槽	・生し尿 ・生活雑排水	・個人 ・企業 ・団体 ・島田市	・新規に団地等で開発される地域 ・新築及び増改築が行われる建物等 ・地域、集落毎にもしくは各個別に生活排水を処理することが適当な区域 ・住民参加による生活排水処理が推進されている区域
	単独処理浄化槽	・生し尿	・個人等	・既存の建物等
し尿処理施設		・生し尿 ・浄化槽汚泥	・島田市 ・川根地区広域施設組合(H30.3解散)	・公共下水道未接続地帯(非水洗化世帯で発生する生し尿、公共下水道を除く他の処理施設から発生する汚泥)
公共下水道		・生し尿 ・生活雑排水 ・事業所排水	・島田市	・都市の市街地、団地、住宅地等の人口密集地区
コミュニティプラント(市)		・生し尿 ・生活雑排水	・島田市	・住宅団地等の人口密集地区
地域汚水処理施設(民間)		・生し尿 ・生活雑排水	・企業 ・団体	・住宅団地等の人口密集地区 ・新規に団地等で開発される地域

(4) 合併処理浄化槽設置の補助実績

浄化槽には、生し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、生し尿及び生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽があります。

本市では、平成3年度から公共下水道の認可区域外を対象とした合併処理浄化槽設置補助制度を設けて、生活排水対策を推進しております。なお、近年の補助実績の推移は下表のとおりです。

表 3-1-5 合併処理浄化槽設置の補助実績の状況

項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30
5人槽	基	249	299	278	274	276
6人槽	基	—	—	—	—	—
7人槽	基	115	103	111	100	111
8人槽	基	—	—	—	—	—
10人槽	基	34	28	23	24	18
11～20人槽	基	—	—	—	—	—
21～30人槽	基	—	—	—	—	—
31～50人槽	基	—	—	—	—	—
合計	基	398	430	412	398	405
累計	基	7,672	8,102	8,514	8,912	9,317

3 市内河川の水質の変化

市の公共用水域は、大井川水域、志太水域、榛南小笠水域の3水域に大きく分けられます。

大井川をはじめとする市内の河川水質の測定場所及び代表的な水質指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）の推移を以下に示します。

水質に大きな変化は見られないものの、渇水の影響により都市下水路の水質が悪化する傾向がみられることから、都市部のほか、宅地化が進行している地域において、生活排水対策の必要性は高くなっています。

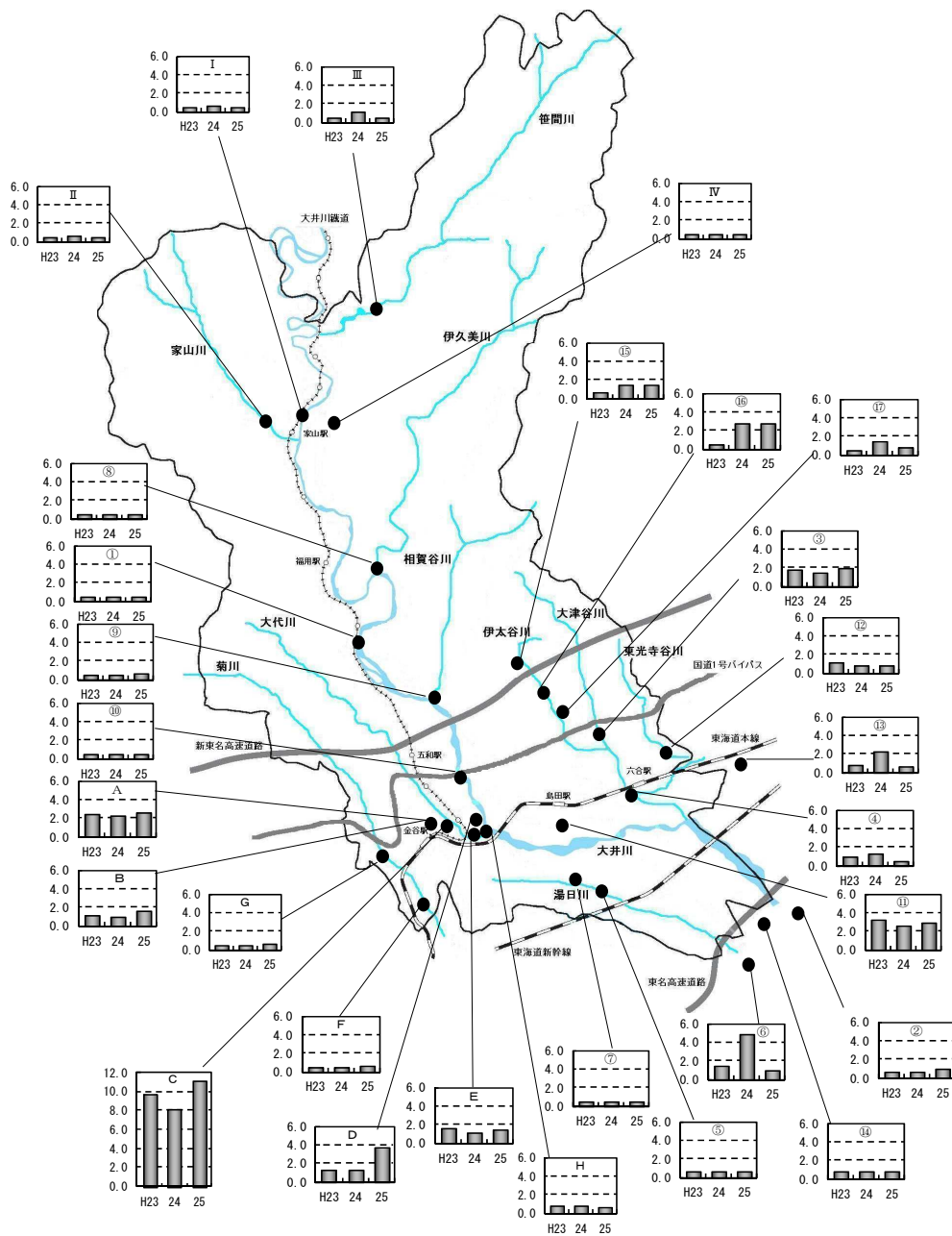


図 3-1-4 市内河川水質調査結果 (BOD)

※BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が、微生物によって酸化される時に必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な水質指標です。

4 生活排水処理における基本的課題

本市における公共用水域の水質汚濁は、かつて問題であった工場・事業所等の排水によるものは減ってきており、現在では生活排水の影響が大きくなっています。

平成24年度、「第2次島田市環境基本計画」（平成25年3月）策定時に実施した市民アンケートによると、「川のきれいさ」の満足度がやや低く、「生活排水による水質汚濁対策」は、重点的に進めていくべき施策の1位に挙げられており、市民の期待は大きいものがあります。

特に、家庭から出る生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）を処理している、生活雑排水処理率は平成30年度現在で67.5%であり、32.5%が未処理で放流されています。

このことが、市街地を中心とした住宅密集地を流れる河川の水質汚濁につながっていることから、生活排水処理については、雑排水の適切な処理を中心に、以下の各課題を考慮して進めていくことが求められます。

(1) 既存施設、既存計画との整合

既存のし尿処理施設の長寿命化、下水道処理施設のストックマネジメント計画、下水道の管渠アクションプラン計画を踏まえ、今後の生活排水処理の方針について検討します。

また、その際には、生活排水処理の緊急性や処理技術の進歩、社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて既存計画の見直しを含めた検討が求められます。

(2) 経済的要因、社会的要因、効果の迅速性の検討

地域における排水処理の形態や主体を定める上では、地域における排水対策の重要性・緊急性、地域住民の要望等を基本に、処理に必要な経費とその負担のあり方、整備の開始から効果が現れるまでの期間等を考慮する必要があります。

また、その地域における人口の増減や、処理施設の拡張等の必要性など、将来的な見通しも求められます。

(3) 事業者との連携

本市には、水質汚濁防止法及び県生活環境の保全等に関する条例に定められた特定事業場としての排水規制の適用を受けている施設が数多くあり、県や市の立ち入り調査及び監視・指導等の施策により全般的に良好な状態が維持されています。

今後も事業場において適切な排水処理が進められるよう、指導等を行うほか、必要に応じて連絡体制等を見直しを行っていくことが求められます。

特に下水道事業においては、一部の事業所等からの有害物質等の流出があった場合で自己報告が無いと調査に時間がかかり、処理施設の流入を制限しなければならないリスクも視野に入れて速やかな報告をしていただく体制作りが求められます。

(4) 施設の整備

① 島田市クリーンセンター

現在、生し尿の収集（処理）量の減少と、浄化槽汚泥の収集（処理）量の増加が進んでいます。今後もこの傾向が続くと考えられ、生し尿と浄化槽汚泥の比率が変化していくことが予想されます。

また、平成29年度まで、川根地区の生し尿、浄化槽汚泥は、クリーンピュア川根に搬入されていましたが、平成30年度からは、川根地区も含め、市全体の生し尿、浄化槽汚泥を島田

市クリーンセンターで処理しており、島田市クリーンセンターでの処理量が増加しています。この変化に十分対応できるような施設の拡張・整備について、検討を進めていくことが求められます。(クリーンセンターでは公称処理能力を110k1/日から152k1/日に変更しますが、し尿等の性状が変化したことによるもので、受け入れ槽の容量は変わっていません。)

② 公共下水道（島田浄化センター）

昭和62年当時の計画のスケジュールから比べると処理整備区域の拡大が進んでおらず、平成27年度に作成した令和8年度までのアクションプランの計画に沿って拡張しています。

その区域からの汚水が流入される島田浄化センターも水処理棟1系統で対応しているため、代替機能がない箇所地震等による損壊や老朽化の対策が必要で、長寿命化計画から概ね50年先の更新を計画するストックマネジメント計画を策定し、将来の維持管理費用の計画を立てていく必要があります。

第2節 生活排水処理基本計画

1 計画の基本方針

(1) 処理主体について

生活排水の処理主体は、公共下水道、コミュニティプラント（市）、し尿処理施設（島田市クリーンセンター）は島田市、地域污水处理施設（民間）、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿汲み取り便所については各設置者とします。

表 3-2-1 処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	生し尿及び生活雑排水	島田市
コミュニティプラント（市）	生し尿及び生活雑排水	島田市
地域污水处理施設（民間）	生し尿及び生活雑排水	設置者（団体・事業者等）
し尿処理施設（島田市クリーンセンター）	生し尿及び浄化槽汚泥	島田市
合併処理浄化槽	生し尿及び生活雑排水	設置者（市民・事業者等）
単独処理浄化槽	生し尿	設置者（市民・事業者等）
し尿汲み取り便所	生し尿	設置者（市民・事業者等）

※し尿処理施設（クリーンピュア川根）における川根地区の生し尿及び浄化槽汚泥の処理は、平成 29 年度で終了し、平成 30 年度以降は、島田市全域の生し尿及び浄化槽汚泥を、し尿処理施設（島田市クリーンセンター）で処理する予定です。

(2) 生活排水処理の基本方針

本市の取り組みは、上位計画である「島田市総合計画」、「第2次島田市環境基本計画」を踏まえ、「第2次島田市環境基本計画」の取り組みの方向に沿った次の基本方針に沿って、地域の特性や、社会情勢等に応じた手法によって展開します。

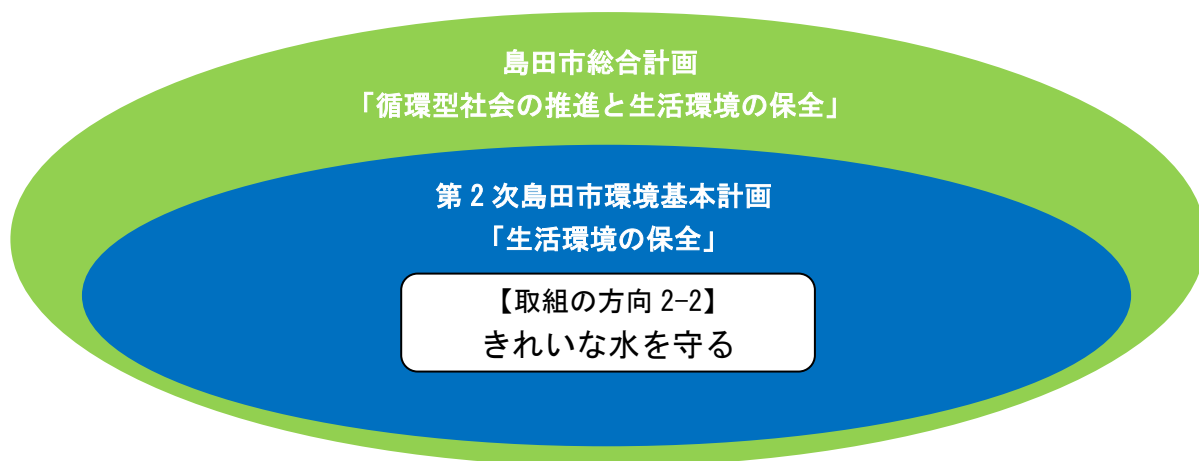


図 3-2-1 生活排水処理における基本方針

2 処理人口及び生し尿・浄化槽汚泥量の算定方法

(1) 生活排水処理人口の算定方法

① 公共下水道人口

公共下水道人口は、計画的に公共下水道が整備されていることから、下水道課による資料を用いました。

島田市公共下水道事業アクションプランに基づき、令和8年度の公共下水道処理区域内人口を15,623人、公共下水道人口（水洗化人口）を12,998人（接続率83.2%）と決めました。

令和9年度以降については、公共下水道整備区域内人口は「静岡県生活排水処理長期計画」（平成26年3月 静岡県）において令和12年度の目標が示されていることから、この目標値と令和8年度の事業計画から、公共下水道整備区域内人口を按分で算出し、接続率は令和8年度（83.2%）を維持するものとしてこれに乗じ、公共下水道人口（水洗化人口）を算出しました。

② コミュニティプラント（市）人口

コミュニティプラント（市）人口は、「静岡県生活排水処理長期計画」（平成26年3月 静岡県）において令和12年度の目標値が示されていることから、この目標値と平成30年度の実績を按分して、人口を算出しました。

③ 地域污水处理施設（民間）人口

地域污水处理施設（民間）人口については、過年度（平成26～30年度）の処理人口実績では若干増加傾向を示していますが、島田市の将来人口が減少傾向にあることを踏まえ、平成30年度実績の現状維持としました。

④ 単独処理浄化槽人口、非水洗化人口及び合併処理浄化槽人口

単独処理浄化槽人口及び非水洗化計画収集人口は、過年度（平成26～30年度）の処理人口実績の傾向をもとに算定しました。

また、非水洗化自家処理人口については、過年度（平成26～30年度）の処理人口実績を踏まえ、平成30年度実績の現状維持としました。

合併処理浄化槽の合計は、全計画処理人口から公共下水道処理人口、コミュニティプラント（市）人口、地域污水处理施設（民間）人口、単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口（計画収集、自家処理）の合計値を減じた値としました。

(2) 生し尿及び浄化槽汚泥の収集（処理）量の算定方法

① 生し尿の収集（処理）量

生し尿の収集（処理）量は、平成28年度から平成30年度の直近3年間の実績から、一人1日当たりの収集（処理）量（原単位）を設定し、これに予測人口を乗じて算定しました。

② 浄化槽汚泥の収集（処理）量

浄化槽汚泥の収集（処理）量は、平成26年度から平成30年度までの増加率と人口減少率を考慮し算定しました。

3 生活排水処理の目標

(1) 生活排水処理人口・生活雑排水処理率の目標

公共下水道人口は、平成30年度実績の8,876人から年々増加し、令和7年度には10,490人となります。

コミュニティプラント（市）人口及び地域汚水処理施設（民間）人口は、平成30年度実績の1,505人及び2,334人からほぼ横ばいで推移し、令和7年度にはコミュニティプラント（市）人口が1,540人、地域汚水処理施設（民間）人口が2,334人となります。

合併処理浄化槽人口は平成30年度の51,829人から年々増加し、令和7年度には64,897人となります。

単独処理浄化槽人口及び非水洗化計画収集人口は、平成30年度から年々減少して、令和7年度には単独処理浄化槽人口が11,305人、非水洗化計画収集人口が1,685人となります。

また、生活雑排水処理率は平成30年度の65.5%から年々増加し、令和7年度には85.9%となります。

【目標1】生活排水処理人口・生活雑排水処理率

項目	現状・目標	H30（現状）	R7（目標）
生活排水処理人口		98,546人	92,251人
①公共下水道人口		8,876人	10,490人
②コミュニティプラント（市）人口		1,505人	1,540人
③地域汚水処理施設（民間）人口		2,334人	2,334人
④合併処理浄化槽人口		51,829人	64,897人
⑤単独処理浄化槽人口		28,998人	11,305人
⑥非水洗化計画収集人口		5,004人	1,685人
⑦非水洗化自家処理人口		0人	0人
生活雑排水処理率		65.5%	85.9%

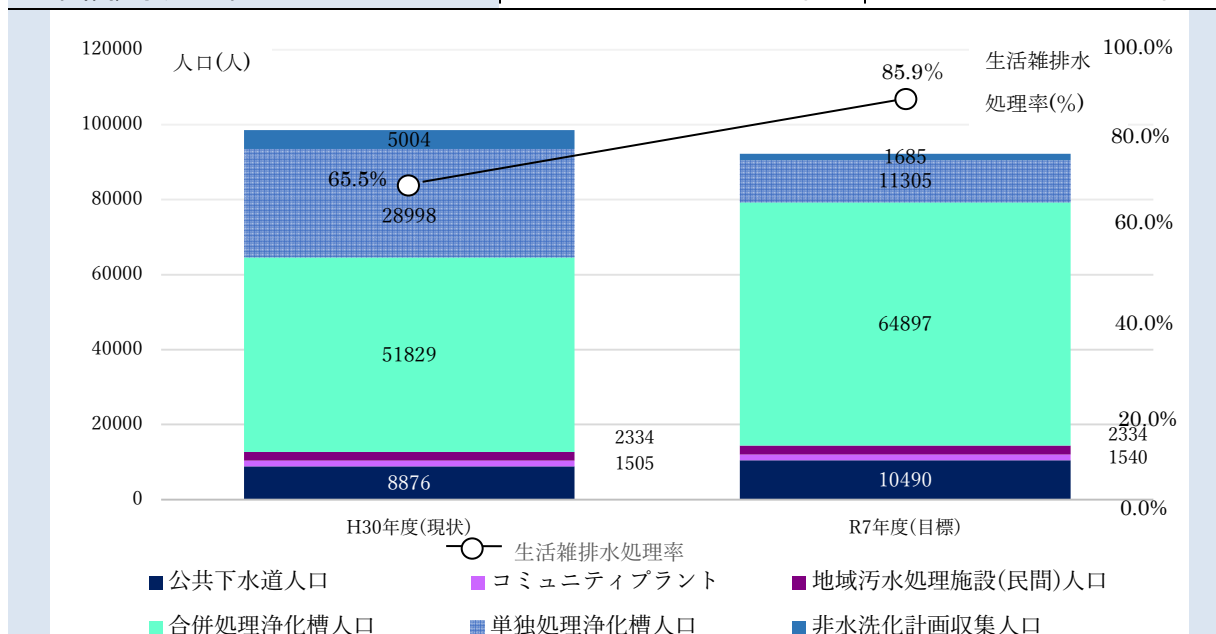


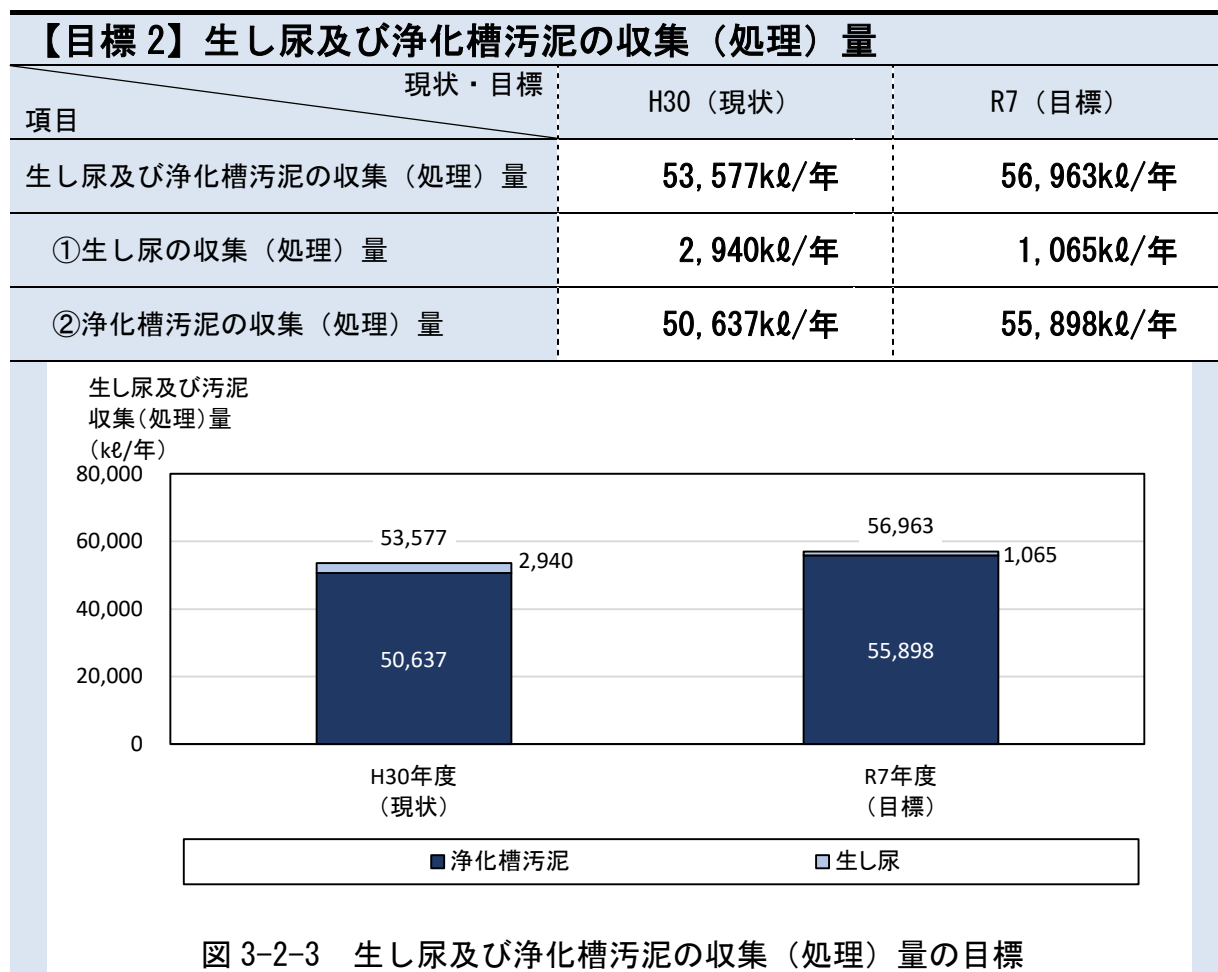
図 3-2-2 生活排水処理人口・生活雑排水処理率の目標

(2) 生し尿及び浄化槽汚泥の収集（処理）量の目標

生し尿及び浄化槽汚泥の収集（処理）量は平成30年度実績の53,577kℓ/年から、令和7年度には56,963kℓ/年とします。

生し尿の収集（処理）量は非水洗化計画収集人口の減少に伴い年々減少し、平成30年度実績の2,940kℓ/年から、令和7年度には1,065kℓ/年とします。

浄化槽汚泥の収集（処理）量は増加傾向を示し、平成30年度実績の50,637kℓ/年から、令和7年度には55,898kℓ/年とします。



4 生活排水処理基本計画

(1) 取り組みの体系

生活排水の適正処理・処分による環境負荷低減などの目標を達成するため、基本的な方針に基づいて以下の取り組みを展開します。

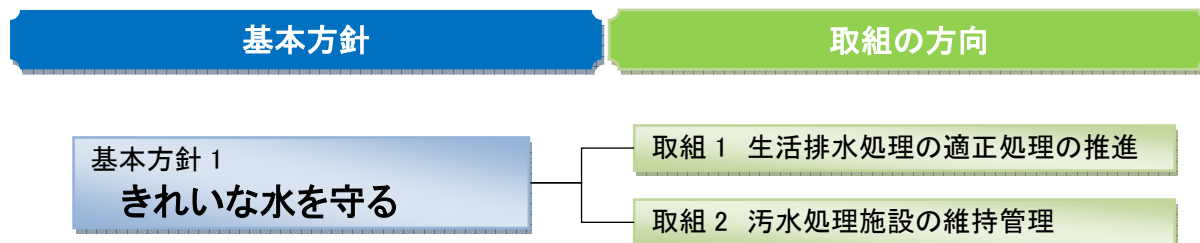


図 3-2-4 ごみ処理に関する取り組みの体系

(2) 取り組み内容

基本方針ごとの取り組み内容について、以下にまとめます。

基本方針 1 「きれいな水を守る」ための取り組み

①取り組み方針

きれいな水の環境にするため、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の整備を促進し、し尿汲み取りや単独処理浄化槽からの切り替えを推進します。また、浄化槽の定期的保守点検、清掃等について広報等を通じて指導していきます。

さらに、生活排水による河川の水質汚濁を減らしていくことも重要であることから、各家庭及び事業所に対し、環境負荷の軽減に繋がる生活雑排水対策について、指導・啓発をしていきます。



②市の施策

取組 1 生活排水処理の適正処理の推進

- ◆ 工場排水による環境負荷を低減するため、水質汚濁防止法に基づく規制・指導を行います。
- ◆ 公共下水道計画区域においては、下水道施設の整備を促進します。特に事業認可区域における整備と普及を進めます。
- ◆ 公共下水道計画区域外の集落地区では、現在、し尿汲み取り、又は単独処理浄化槽を利用している世帯が多くなっています。これらの世帯から出る生活雑排水は地域の水質汚濁に直接関係することから、より優先的に合併処理浄化槽の普及を進めます。
- ◆ 合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの付け替えを促進するため、設置に対して補助を行います。
- ◆ 今後計画されている大規模な宅地及び工業団地等の開発地域は、その開発の規模及び地形的条件に応じ、共同の排水処理施設の整備を促進します。

- ◆ 集落の形態が無く分散して立地している家屋については、合併処理浄化槽への転換を啓発促進していきますが、当面は、現状の処理形態に応じて、引き続き適正な収集・処理体制を維持します。
- ◆ 市内の河川・水路の水質改善を図るため、浄化槽の維持管理の徹底、生活雑排水対策などを市民と一体になって展開します。
- ◆ 合併処理浄化槽の適正な維持管理についての指導を行います。

取組 2 汚水処理施設の維持管理

- ◆ 島田浄化センター、島田市クリーンセンターでは、処理量の増加や施設の老朽化に対応した適切な維持管理に努めます。
- ◆ 老朽化したコミュニティプラント（市）については、改修を進めます。
- ◆ 島田浄化センターでは、「下水道ストックマネジメント計画」により計画的な更新を実施します。その他の施設についても、必要に応じて設備・機器の更新や修繕等を行い、施設の延命化を図ります。
- ◆ 島田市クリーンセンターでは、平成 30 年度から、クリーンピュア川根で処理を行っていた川根地区を含む島田市全域の生し尿及び浄化槽汚泥処理量の増加や郊外への新築住宅に設置される合併処理浄化槽の増加、企業誘致等による事業所の増加により、人口減少に逆行しているし尿等の処理量の増加等に対応した設備・機器の更新を検討していきます。

(3) 生し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

① 下水道の普及推進による処理量の減量

下水道の事業認可区域について整備を計画的に進めるとともに、供用可能区域における未接続世帯（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿汲み取り）について、下水道への転換を促進し、生し尿及び浄化槽汚泥の処理量の減量化を図ります。

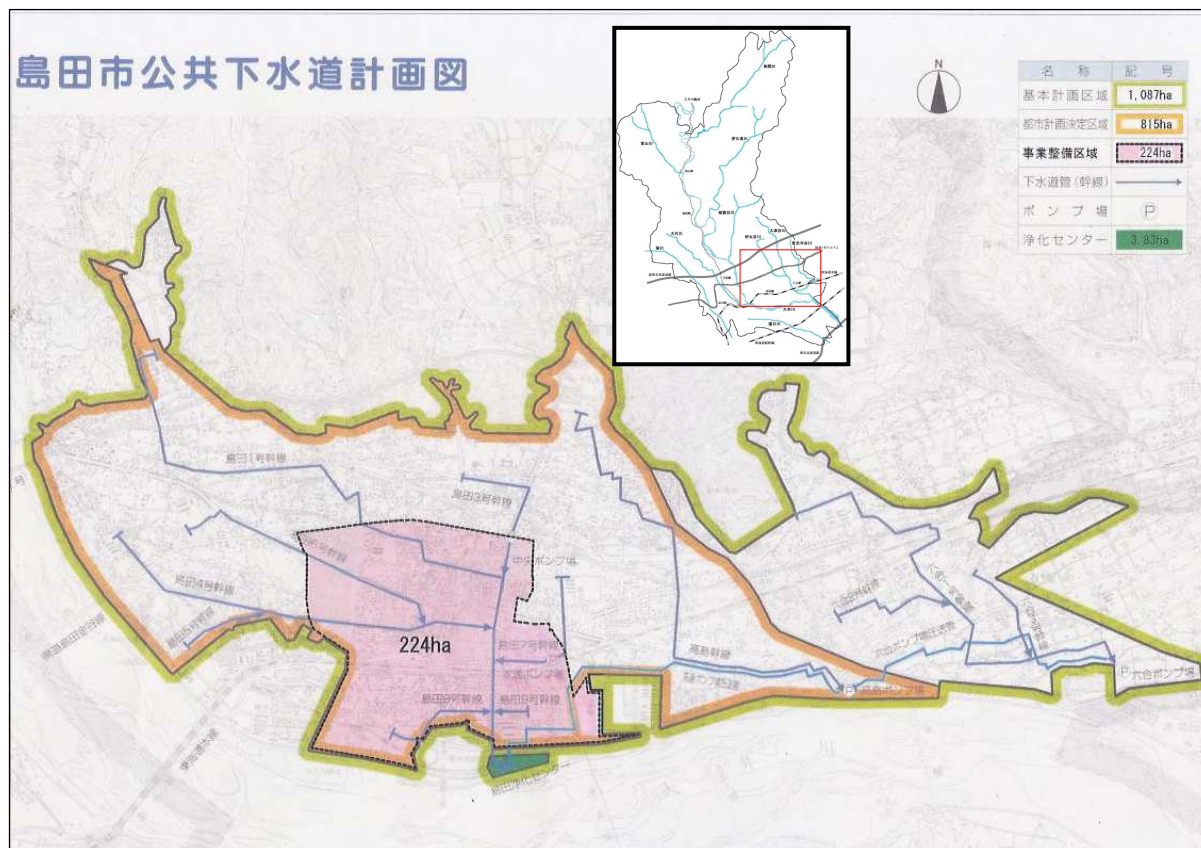


図 3-2-5 島田市公共下水道計画図

② 収集運搬計画

生し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は許可方式でそれぞれ島田市が行っており、今後とも現行方式を採用します。

また、単独処理・合併処理に関わらず、浄化槽汚泥の引き抜き方法の適性を徹底する方向で許可業者の指導啓発を図り、処理の効率化を進めます。

収集・運搬は既に計画収集を行っており、料金については従来通り従量制とします。

③ 中間処理計画

島田・金谷地区の生し尿及び浄化槽汚泥は、島田市が管理する中間処理施設である島田市クリーンセンターにおいて適正な処理を行います。

川根地区の生し尿及び浄化槽汚泥は、平成 29 年度まで川根地区広域施設組合（島田市、川根本町）が管理する中間処理施設であるクリーンピュア川根で処理を行っていましたが、平成 30 年度以降は島田市クリーンセンターで処理を行っています。

合併処理浄化槽の普及により、汲み取り生し尿の減少と、浄化槽汚泥の増加が見込まれるの

に加え、平成30年度からは、クリーンピュア川根で処理していた川根地区も含む島田市全域の生し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っているため、島田市クリーンセンターにおける処理量が増加しています。

そのため、島田市クリーンセンターでは、川根地区の処理量の増加等に対応した設備・機器の更新を検討してきました。

処理工程から発生する処理水は河川に放流するため、放流水質の管理を徹底することにより、周辺環境の保全に努めます。

また、処理工程から発生する処理汚泥については、現在、長寿命化事業により汚泥再生処理センターとして、焼却炉を撤去し、より焼却効率の良い島田市田代環境プラザに低含水率の助燃剤化した脱水汚泥を運搬し混焼する方針で事業を進め、島田市全体の二酸化炭素削減やごみの減量化を図っていきます。

当面は現在の施設を長寿命化事業として、15年程度延命化し運転を継続しますが、今後は更なる情勢の変化に応じた資源化、熱回収等処理汚泥の適切な中間処理方法を研究し、減量化・資源化を図っていきます。

④ 最終処分計画

島田市クリーンセンターでは現在、島田市一般廃棄物最終処分場で埋立が終了したことに伴い、処理汚泥を脱水処理後、焼却処理を行って減量化し、残った焼却灰を三重県の最終処分場に処分の委託をしております。

また、処理汚泥については、「し尿汚泥肥料（コエール）」や「焼成汚泥肥料（サラリー）」など、一部を肥料として資源化することにより、最終処分量の減量化を図っていましたが、令和元年12月に終了しました。

当面は現在の工程を継続しますが、今後は、処理汚泥の適切な中間処理方法を研究することにより、埋立処分量の減量化を図ります。

島田市クリーンセンターで処理される脱水汚泥については、令和2年7月を目途に田代環境プラザで焼却処理し、焼却灰を最終処分する予定です。